八丈島観光大使業務委託に関する覚書

八丈島観光大使選考会（以下「甲」という）と　　（以下「乙」という）は、八丈島観光大使業務委託に関して、下記のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙を「八丈島観光大使」として業務委託し、イベントや SNS 等を通じて島内外へ八丈島の魅力を発信し、観光振興を図ることを目的とする。

（業務内容）

第２条　八丈島観光大使の業務内容は次のとおりとする。

１　各種イベントへの参加、八丈島観光大使インスタグラム等において、島内外へ八丈島を広く紹介すること。

２　そのほか、観光振興に必要と認められること。

（任期）

第３条　八丈島観光大使の任期は、以下のとおりとする。

本覚書による任期は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までのヵ月期間とする。

但し、最長１年任期延長を甲、乙が誠意をもって協議のうえ定めることができる。

（信用の保持）

第４条　八丈島観光大使の信用を保持するため、以下の行為に気を付ける。

１　八丈島観光大使は、そのイメージを損なうような言動及び広告使用を行ってはならない。

・法令または公序良俗に反する行為
・誹謗中傷、差別的言動、第三者の名誉・信用を毀損する行為
・ハラスメント（セクシャル、パワー、SNS 等を含む）行為
・反社会的勢力との関係またはこれに利益を供与する行為

２　名称「八丈島観光大使」及び襷の使用は甲へ許可を得て同意確認とする。個人活動での多目的使用は行わない。

３　情報発信（SNS 等）の際、各島関係者への配慮に努める。他島関連記事拡散及び、PR 等イメージを損なう言動に注意する。

・虚偽・誤解を招く表示、無断転載、著作権・肖像権侵害を行わない
・機密・未公開情報、個人情報を適切に管理し、無断開示しない
・問題が生じた場合は速やかに登校の修正・削除等を行い、甲の指示に従う

４　名刺取り扱いについて、業務内（宣伝活動）にて必要とする相手限定とする。

（中立性の保持）

第５条　八丈島観光大使は、次の行為を行ってはならない。

１　特定の宗教活動、政治活動またはこれらに類する活動

２　甲の承認を得ない営利活動、特定企業・商品等の宣伝

（守秘義務）

第６条　八丈島観光大使は任期終了後も業務によって知り得た機密、情報等を第三者に漏洩してはならない。

（別途協議）

第７条　本覚書に定めなき事項については、甲、乙が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

（覚書の改定・解除）

第８条　本覚書の改定・解除については以下のとおりとする。

１　本覚書条項の改定は、甲、乙協議のうえ書面をもって交わすものとする。

２　甲または乙が条項に違反したとき、もしくは不可抗力によりこの条項の履行が不可能となったときは、甲、乙それぞれ相手方に対して、本覚書の解除ができる。

３　解任をもって、名称「八丈島観光大使」及び襷使用（返還）を停止とする。

以上の証として、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　東京都八丈島八丈町大賀郷 2551-2
八丈島観光大使選考会
会　長　　印

乙　　東京都八丈島八丈町
印